

諮問番号：令和7年度諮問第25号
答申番号：令和7年度答申第31号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年12月4日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

障害基礎年金の遡及受給をするにあたり、エアコン代等については事前に相談を行い金額も提示していたこと、過去の債務の返済につき保護費での支払いが可能であるという情報を得たこと、処分庁から控除を検討するための資料を早く提出するよう求められていたが、自身の心身の不自由さから時間を要したこと等から、自立更生控除を認めないのは違法不当であって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあること

から、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（平24（行ウ）22号。賃金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（平27（行ウ）625号。賃金と社会保障1680号33頁参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和3年9月分から令和4年1月分までの障害基礎年金325,375円（以下「本件収入」という。）を遡及して受給したことから、審査請求人からの自立更生費用の控除に係る申出に対し、これを認めず、令和5年12月4日付けで、要返還額260,300円の全額について、法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(3) 要返還額の決定について

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金はその実際の受給額を収入として認定することとされている。また、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。さらに、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6答のとおり、障害基礎年金等が遡及して支給されることとなった場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

以下検討すると、①令和3年8月、審査請求人は、障害基礎年金の受給権を取得し、令和4年2月15日、本件収入を遡及して受給したこと、②処分庁は、障害基礎年金65,075円を収入認定し、同年3月分保護費を算定したこと、③処分庁は令和3年8月2日を本件収入の資力発生日と認定したこと、④処分庁が令和3年8月から令和5年10月までに審査請求人へ支弁した保護費（生活扶助、住宅扶助及び一時扶助の合計。以下同じ。）は2,697,547円であること、⑤処分庁は本件処分における要返還額を260,300円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は本件収入の受給権を令和3年8月に取得しており、これにより、この時点で審査請求人は「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」と評価できるため、年金記録照会結果を踏まえ、処分庁が資力発生日を同月2日と認定した判断は、著しく妥当性を欠くものとはいえない。また、処分庁は、本件収入のうち65,075円を既に令和4年3月分保護費にて収入充当していることについて、年金給付は支給期月の前2月分を支給期月に支払うものとされているところ、令和4年1月分の年金は同年3月における収入として認定するものであることを踏まえ、処分庁が本件収入額325,375円から同月分保護費における収入認定額65,075円を差し引いた260,300円を本件処分における収入と認定したことに不合理な点は認められない。さらに、処分庁が本件収入の資力発生日以降に審査請求人に対し支弁した保護費が収入認定額を上回っていることからすると、本件処分において処分庁が260,300円を要返還額とする旨決定したことについては、平成24年課長通知1(1)が、原則、全額を返還対象とするとしていることに照らすと、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 返還請求額の決定について

審査請求人は、自立更生費控除に関して、処分庁に対し事前相談を行ったうえ、使用した金額も提示したことから、本件処分において、自立更生費控除を認めるべきである旨主張する。

この点について、自立更生費等の控除の判断にあたっては、平成24年課長通知1(2)のとおり、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生日点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明することとされている。また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

これを本件について検討すると、①令和3年6月8日、処分庁は審査請求人宅に訪問し、住居の状況を確認し、室内にエアコンが設置されていることを確認したこと、②令和4年1月20日、処分庁は、障害基礎年金の受給にあたり、収入認定の変更ができない月の年金については法第63条

により返還となる旨、審査請求人に対し説明したこと、③同日、審査請求人は処分庁に対し、本件収入を、他者が借りていた前住居の解約時の修理費用及び過去の負債に充てることができないか相談し、それに対し、処分庁はそれらに充てることができない旨回答したこと、④同年2月15日、審査請求人は実母の元夫である〇〇氏（以下「A氏」という。）に対し、エアコン代及び床改修工事代として200,000円を支払ったこと、⑤同年2月22日、審査請求人は処分庁に対し、エアコンの設置費用等の控除について確認したところ、それに対し、処分庁は、設置前の状況が確認できず必要性を確認する手段がないため、控除は困難であることを説明するとともに、控除の検討のため、審査請求人に対し資料の提出を求めたこと、⑥同年3月3日、審査請求人は冷蔵庫及び洗濯機代として40,000円をリサイクルショップBに支払ったこと、⑦令和5年10月20日、処分庁は審査請求人から、令和3年6月6日にエアコンを設置したことがわかる納品明細書及び前記④に係る領収書を受領したこと、⑧令和5年10月23日、処分庁は前記⑥に係る領収書を審査請求人から受領したこと、⑨同年2月4日、処分庁は、審査請求人からの前記⑦及び⑧の申出を踏まえ、ケース診断会議を開催し、エアコン代、マット代及び冷蔵庫等の家電製品の購入費に関して、事前相談がないこと、事後相談となったやむを得ない理由もないこと、提出された領収書の記載では、個々の品目の価格が不明であること及び買替えの家電については本来経常的生活費の範囲内で賄うべきものであることから、これら費用について自立更生費とは認定しなかったこと、⑩同年12月4日、処分庁は、返還免除額を認めず、要返還額260,300円全額を返還請求額とし、本件処分を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人が処分庁に対して行った自立更生控除の申出に至るまでの経緯、申出内容及び同申出は事前の相談なく物品購入後に行われたという本件事実関係を踏まえると、平成24年課長通知1（2）に照らし、審査請求人の主張する自立更生控除の申出内容については真にやむを得ない理由により控除を認める場合に該当すると評価することはできず、事前の相談がないことについても本人の責めによらないやむを得ない事由は認められない。

また、本件の自立更生費の控除申出については、処分庁は審査請求人に対し、平成24年課長通知1（2）の①から③までの事項を一定説明し、控除のための資料提出を依頼した上で、審査請求人から申出のあった費目に対する自立更生控除の要否及び可否について、組織的に検討を行ったうえで本件処分を行うに至ったことが認められ、その判断の過程及び手続きに違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分を行うにあたり、自立更生控除を認めなかった処

処分判断に不合理な点は認められない。

- (5) その他、審査請求人は、本件処分にあたり、本件収入の用途を処分庁にあらかじめ確認し、処分庁よりエアコン代又は現住居の改修費等に消費してよいという回答があったことを主張する。

しかしながら、本件収入の用途に関しては、前記(4)のとおり、①令和4年1月20日、審査請求人は、他者が借りていた前住居の解約時の修理費用及び過去の負債について処分庁に対し相談したこと、②同年2月22日、審査請求人はエアコンの設置費用等の控除について処分庁に対し確認したことが認められるものの、当該記録において、処分庁はそれらの用途に消費することを認めておらず、また、本件事件記録からは、処分庁がエアコン代又は現住居の改修費等を本件収入の用途として認定した形跡は認められない他、審査請求人の主張を裏付ける事実も認められない。そうすると、本件収入の用途について、処分庁よりエアコン代又は現住居の改修費等に消費してよいという回答があったとする審査請求人の主張は採用できない。

なお、問答集問8-95答のとおり、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められないとされているのであるから、審査請求人の過去の債務について控除できないと判断した処分庁の判断は、上記問答集問8-95答に照らし、著しく妥当性を欠くものとはいえない。

- (6) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 4 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年10月	1日	諮問の受付
令和7年10月	3日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月17日 口頭意見陳述申立期限：10月17日
令和7年10月	22日	第1回審議
令和7年11月	25日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、第2項において「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、費用返還義務について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条本文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

(3) 次官通知第8の3(2)アにおいて、(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と、(イ)は、収入を得るための経費について、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(4) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1(4)アは、「(前略) 厚生年金保険法(中略)、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実

際の受給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。(後略)」と定めている。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (5) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)第8問40は「局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」との問に対し、答(2)クにおいて「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と記している。

なお、昭和38年課長通知は処理基準である。

- (6) 平成24年課長通知1は、(1)において、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。(後略)」と、その⑤において、「④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取り扱うこと。」と記している。

また、(2)においては、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「(前略)定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると(中略)厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取り扱うこと。」とし、その(ア)③において「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」と記している。

- (7) 問答集問8-95は、「保護開始前の借金」に関し、その答として、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最

低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。(後略)」と記している。また、問答集問13-6答は、費用返還と資力の発生時点として「(1) 障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合」について、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱う旨を記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年6月1日より、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。同月4日に提出された審査請求人の資産報告書においては、数百円の現金・預貯金がある以外に、負債(借金)について「無」と報告されている。

なお、審査請求人は令和2年2月の〇〇〇が原因で〇〇〇〇〇になったことから身体障害者手帳を取得しており、令和3年8月より障害年金裁定請求が可能な状況であった。

- (2) 令和3年6月6日、A氏を依頼主として審査請求人の自室にエアコンが設置された。なお、令和4年2月15日に、A氏は審査請求人あてに「エアコン代、床改修工事代」とする200,000円の領収書を発行している。また、処分庁は同月8日に審査請求人宅を訪問し、室内の状況を確認したほか、審査請求人の病状や家族状況の確認を行った。

- (3) 令和3年6月18日、処分庁は審査請求人に対し、「保護のしおり」「届出のてびき」「生活保護受給者証」を用いて生活保護制度について説明を行い、「生活保護を受給する上での義務及び注意事項」について再度口頭説明の上、当該内容を確認した旨の審査請求人の署名捺印を受けた。

- (4) 令和4年1月6日付けで、審査請求人は令和3年8月に遡及して障害基礎年金(障害の等級2級〇〇号:年額780,900円)の受給権を取得し、令和4年2月に遡及支給分を含む令和3年9月分から令和4年1月分の年金325,375円を、令和4年4月に同年2月分及び3月分の年金130,150円(月額65,075円)を支給された。

なお、審査請求人は受給権発生時(令和3年8月)から令和3年12月までに260,300円の年金収入を得ており、これは審査請求人が資力発生時以降、令和5年10月までに支給された保護費2,697,547円より少ない額であった。

- (5) 令和4年1月20日、審査請求人は、当該受給資格を得たことについて処分庁に報告し、処分庁は、収入認定の変更ができない令和3年11月以前の

年金については法第63条に基づき返還になる旨の説明を行った。

これに対し審査請求人は、本件収入を、他者が借りていた前住居の解約時の修理費用及び過去の負債に充てることができないか相談し、それに対し、処分庁はそれらに充てることができない旨回答した。

- (6) 令和4年2月22日、審査請求人は処分庁に対し、エアコンの設置費用について控除できないか電話で相談した。処分庁は審査請求人に対し、設置前の状況を確認できないため、エアコン設置の必要性を確認する手段がなく、実際の控除は難しいこと、資料を提出すれば検討は行うことを伝達した。
- (7) 令和4年3月1日、審査請求人より処分庁に対し、上記の資料について集めることができないため提出を断念する趣旨の電話があった。
- (8) 令和4年3月3日、審査請求人は冷蔵庫及び洗濯機代として40,000円をリサイクルショップBに支払った。
- (9) 令和4年3月7日、審査請求人は処分庁に対し年金証書、年金支給通知書及び年金生活者支援給付金支給決定通知書を提出した。
- (10) 令和5年10月24日、処分庁はケース診断会議を行い、審査請求人が遡及受給した障害基礎年金が、処分庁が資力発生時点以来審査請求人へ支弁した保護費より少額であることを踏まえ、本件収入から令和4年1月分の年金額65,037円を収入認定した上で、審査請求人が申し出た自立更生費用について控除するかの検討を行った結果、自立更生費を認定せず、遡及受給した障害基礎年金260,300円全額について法第63条及び第77条の2第1項の規定に基づき返還を求める意思決定を行った。
- (11) 令和5年12月4日、処分庁は本件処分を行った。本件処分の通知においては、資力発生日を令和3年8月2日と認定した上で、「生活保護法第63条の規定に基づき、次のとおり返還額等を決定したので通知します。別添納付書により納入してください。」としたうえで、「返還対象額 260,300円」、「返還免除額 0円」、「返還決定額 260,300円」との記載がある。

また、「返還を求める理由」として、「あなたが遡及受給した障害基礎年金が資力としてみなされるため。なお、あなたより申し出のあった自立更生費用については別紙の理由により自立更生費用として認定していません。」と記載されている。

なお、別紙の記載は以下のとおりである。

「自立更生費用として認定していない理由について (中略) [平成24年課長通知] 1(2)「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」には、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)(※全額を返還対象とする

ことによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとする取扱い)と同様の考え方で自立更生費を控除するのではなく、厳格に対応することが求められると示されています。

あなたから申し出のあった自立更生費(エアコン購入費、マット敷設費及び冷蔵庫等の家電製品の購入費)の控除について上記通知に沿って取扱いを検討しました。本件にあたりあなたからの事前の相談はなく、事前に相談ができなかったやむを得ない理由も認められないこと。さらには当該事実の申し出は年金の支給開始が決定された後に初めてなされたものであること。また、あなたから提出されたエアコン購入費、マット敷設費の領収書は個別の金額が把握できず、実際にどれだけの費用を要したのかも判別が困難であること。

なお、家電製品については沖縄からの転居時に使用していたものが故障し新たに買い替えたものと令和5年10月に初めてなされた申し出であるが、日常生活に必要な物品については本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきものであることから控除の対象とはしていません。

以上を総合的に検討した結果、あなたから申し出のあった費用を自立更生費用として認定せず、遡及受給した障害基礎年金からの控除も行わないこととなりました。」

(12) 令和6年2月26日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること(法第1条)に鑑み、被保護者に対して全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うに当たって、同条に該当する被保護者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると判断する場合には、当該被保

護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される。その反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実を誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である（東京地方裁判所平成29年2月1日判決・賃金と社会保障1680号33頁参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が障害基礎年金に係る本件収入を遡及して受給したことから、審査請求人からの自立更生費用の控除に係る申出に対し、これを認めず、令和5年12月4日付けで、要返還額260,300円の全額について、法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(3) 要返還額の決定について

次官通知第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金はその実際の受給額を収入として認定することとされている。また、平成24年課長通知1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。さらに、問答集問13-6答のとおり、障害基礎年金等が遡及して支給されることとなった場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

以下検討すると、①令和3年8月、審査請求人は、障害基礎年金の受給権を取得し、令和4年2月15日、本件収入を遡及して受給したこと、②処分庁は、本件収入から令和4年1月分の障害基礎年金65,075円を収入認定し、同年3月分保護費を算定したこと、③処分庁は令和3年8月2日を本件収入の資力発生日と認定したこと、④処分庁が令和3年8月から令和5年10月までに審査請求人へ支弁した保護費は2,697,547円であること、⑤処分庁は本件処分における要返還額を260,300円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は障害基礎年金の受給権を令和3年8月に取得しており、これにより本件収入は客観的に同日から発生し、審査請求人に帰属していた資産とみるべきであり、この時点で審査請求人は「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」と評価できるため、年金記録照会結果を踏まえ、処分庁が資力発生日を同月2日と認定した判断は、著しく妥当性を欠くものとはいえない。また、処分庁は、本件収入のうち令和4年1月分の年金額65,075円を既に令和4年3月分保護費にて収入充当

していることについて、年金給付は支給期月の前2月分を支給期月に支払うものとされているところ、令和4年1月分の年金は同年3月における収入として認定するものであることを踏まえ、処分庁が本件収入額325,375円から同月分保護費における収入認定額65,075円を差し引いた260,300円を本件処分における収入と認定したことに不合理な点は認められない。さらに、処分庁が本件収入の資力発生日以降に審査請求人に対し支弁した保護費が収入認定額を上回っていることからすると、本件処分において処分庁が260,300円を要返還額とする旨決定したことについては、平成24年課長通知1が、原則として全額を返還対象とするとした上で、年金を遡及して受給した場合の費用返還については定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して厳格に対応することを求めていることに照らすと、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 返還請求額の決定について

審査請求人は、自立更生費控除に関して、処分庁に対し事前相談を行ったうえ、使用した金額も提示したことから、本件処分において、自立更生費控除を認めるべきである旨主張する。

この点について、自立更生費等の控除の判断にあたっては、平成24年課長通知1(2)のとおり、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求により遡及して年金を受給した場合は、①資力の発現時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明することとされている。また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

このような取扱いは、法第63条の趣旨や、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、合理的なものというべきであって、本件処分に係る返還請求額の決定が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるか否かを検討するに当たっては、平成24年課長通知1(2)の取扱いや考慮事情が参考になるものと解される(大阪地方裁判所平成29年5月11日判決・判例地方自治435号80頁参照)。

これを本件について検討すると、①令和3年6月1日、処分庁は審査請求人の保護を決定したこと、②同月4日、審査請求人は預貯金がほとんどない一方で負債もない旨申告したこと、また、同月6日にエアコンの設置及びマ

ット敷設が行われたこと、③令和4年1月20日、処分庁は、障害基礎年金の受給にあたり、収入認定の変更ができない月の年金については法第63条により返還となる旨、審査請求人に対し説明したこと、④同日、審査請求人は処分庁に対し、本件収入を、他者が借りていた前住居の解約時の修理費用及び過去の負債に充てることができないか相談し、それに対し、処分庁はそれらに充てることができない旨回答したこと、⑤同年2月15日付けで、審査請求人はA氏より、エアコン代及び床改修工事代として200,000円を支払ったとの領収書を受領したこと、⑥同年2月22日、審査請求人は処分庁に対し、エアコンの設置費用等の控除について確認したところ、それに対し、処分庁は、設置前の状況が確認できず必要性を確認する手段がないため、控除は困難であることを説明するとともに、控除の検討のため、審査請求人に対し資料の提出を求めたこと、⑦同年3月3日、審査請求人は冷蔵庫及び洗濯機代として40,000円をリサイクルショップBに支払ったこと、⑧令和5年10月20日、処分庁は審査請求人から、令和3年6月6日にエアコンを設置したことがわかる納品明細書及び前記⑤に係る領収書を受領したこと、⑨令和5年10月23日、処分庁は前記⑦に係る領収書を審査請求人から受領したこと、⑩同月24日、処分庁は、審査請求人からの前記⑧及び⑨の申出を踏まえ、ケース診断会議を開催し、エアコンの設置、マット敷設費用及び冷蔵庫等の家電製品の購入費に関して、事前相談がないこと、事後相談となったやむを得ない理由もないこと、提出された領収書の記載では、個々の品目の価格が不明であること及び買替えの家電については本来経常的生活費の範囲内で賄うべきものであることから、これら費用について自立更生費とは認定しなかったこと、⑪同年12月4日、処分庁は、返還免除額を認めず、要返還額260,300円全額を返還請求額とし、本件処分を行ったことが認められる。

まず、審査請求人から提出された納品明細書等を見る限り、エアコンの設置及びマット敷設は審査請求人の来阪時から処分庁の初回訪問時の間に実施されたものと考えられ、また、同時期に審査請求人から提出された収入申告書には負債がない旨の記載がある。

以上を踏まえると、本件におけるA氏からの領収証はエアコン代金、工事費等の内訳明細がなく、提出された家電量販店の売上傳票においても金額が記載されていないことから、支給の根拠となる資料として十分ではないといえる。

また、審査請求人自身は否定しているものの、実際には代価を支払う必要性について認識していたかどうか疑いが残り、本件エアコンの設置そのものがA氏からの贈与と評価される余地がある。仮に審査請求人が200,000円をA氏に支払っていたとしても、援助に対する謝礼としての性質を否定

できない。そうすると、年金の遡及受給に伴う返還額からの控除は法の趣旨に合致するものとは認めがたい。

このように、審査請求人が処分庁に対して行った自立更生控除の申出に至るまでの経緯、申出内容及び同申出は事前の相談なく物品購入後に行われたこと、支出した金額の根拠が不明確であること、そもそも支出を行ったか否かについても合理的な疑いを容れる余地があること、という本件事実関係を踏まえると、平成24年課長通知1(2)に照らし、審査請求人の主張する自立更生控除の申出内容については真にやむを得ない理由により控除を認める場合に該当すると評価することはできず、事前の相談がないことについても本人の責めによらないやむを得ない事由は認められない。

また、本件の自立更生費の控除申出については、処分庁は審査請求人に対し、平成24年課長通知1(2)の①から③までの事項を一定説明し、控除のための資料提出を依頼した上で、審査請求人から申出のあった費目に対する自立更生控除の要否及び可否について、組織的に検討を行ったうえで本件処分を行うに至ったことが認められ、その判断の過程及び手続に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分を行うにあたり、自立更生控除を認めなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (5) その他、審査請求人は、本件処分にあたり、本件収入の用途を処分庁にあらかじめ確認し、処分庁よりエアコン代又は現住居の改修費等に消費してよいという回答があったことを主張する。

しかしながら、本件収入の用途に関しては、前記(4)のとおり、①令和4年1月20日、審査請求人は、自身が以前居住していた住居の解約時の修理費用及び過去の負債について処分庁に対し相談したこと、②同年2月22日、審査請求人はエアコンの設置費用等の控除について処分庁に対し確認したことが認められるものの、当該記録において、処分庁はそれらの用途に消費することを認めておらず、また、本件事実記録からは、処分庁がエアコン代又は現住居の改修費等を本件収入の用途として認定した形跡は認められない他、審査請求人の主張を裏付ける事実も認められない。そうすると、本件収入の用途について、処分庁よりエアコン代又は現住居の改修費等に消費してよいという回答があったとする審査請求人の主張は採用できない。

なお、問答集問8-95答のとおり、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められないとされているのであるから、審査請求人の過去の債務について控除できないと判

断した処分庁の判断は、上記問答集問8－95答に照らし、著しく妥当性を欠くものとはいえない。

- (6) 以上を踏まえると、本件処分において判断の基礎とされた事実を誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる事情はなく、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は行政不服審査法第45条第2項に基づき、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 原田 裕彦

委員 海道 俊明

委員 福島 豪